

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例

### 規 則

○ 令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例に基づく知事の権限を教育長等に委任する規則

## 条 例

令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例  
をここに公布する。

令和元年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第四十九号

令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、令和元年台風第十九号等に基づく災害（令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第四百二十二号）により指定された激甚災害及び令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百十三号）により指定された非常災害並びに令和元年十月二十五日の大雨による災害をいう。）により被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対する手数料及び使用料の免除について定めることを目的とする。

#### (手数料等の免除)

第二条 知事は、別表の上欄に掲げる者が被災者である場合であつて、必要があると認めるときは、同表の下欄に規定する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 福島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福島県条例第十三号）第二条第三項に規定する加入者が被災者である場合であつて、知事が必要であると認めるときは、同条例第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該加入者が同条第一項及び第二項に規定する掛金の全部又は一部の納付を要しないこととすることができる。（既に徴収された手数料等の還付）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年十月十二日から適用する。

#### 別表（第二条関係）

区 分	手数料及び使用料
一 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）第十八条第一項に規定する納税証明書の交付を請求する者	納税証明書の交付手数料
二 福島県消防法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十号）別表九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付に係る者	危険物取扱者免状の再交付に係る手数料
三 福島県消防法関係手数料条例別表十五の項に規定する消防設備士免状の再交付を受けようとする者	消防設備士免状の再交付に係る手数料
四 福島県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十一号）別表十二の項に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者	火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付に係る手数料
五 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）別表九の項に規定する製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者	製造保安責任者免状の再交付に係る手数料
六 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例別表十	販売主任者免状の再交付に係る

<p>二の項に規定する販売主任者免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>手数料</p>
<p>七 福島県電気工事士免状交付等手数料条例（平成十二年福島県条例第二十四号）第一条の表三の項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>電気工事士免状再交付手数料</p>
<p>八 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）別表十七の項に規定する液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>液化石油ガス設備士免状の再交付に係る手数料</p>
<p>九 福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十六号）第一条の表四の項に規定する登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>登録証の再交付に係る手数料</p>
<p>十 福島県一般旅券発給申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第一号）第一条に規定する一般旅券発給の申請者（災害により紛失又は損傷した有効な一般旅券に記載の有効期間満了日までに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五条第一項の規定による一般旅券の発給の申請をする者に限る。）</p>	<p>一般旅券発給手数料</p>
<p>十一 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）第三条の表二の項に規定する狩猟免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>狩猟免状再交付手数料</p>
<p>十二 福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年福島県条例第三十六号）第七条の登録証の書換えを受けようとする者</p>	<p>登録証書換え手数料</p>
<p>十三 福島県浄化槽保守点検業者登録条例第八条第一項の登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>登録証再交付手数料</p>

<p>十四 福島県介護保険法施行条例（平成十一年福島県条例第六十四号）第五条の表三の項に規定する介護支援専門員証の再交付を受けようとする者</p>	<p>介護支援専門員証再交付手数料</p>
<p>十五 福島県介護保険法施行条例第五条の表六の項に規定する介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者</p>	<p>介護老人保健施設開設許可手数料</p>
<p>十六 福島県介護保険法施行条例第五条の表七の項に規定する介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可を受けようとする者</p>	<p>介護老人保健施設変更許可手数料</p>
<p>十七 福島県介護保険法施行条例第五条の表八の項に規定する介護医療院の開設の許可を受けようとする者</p>	<p>介護医療院開設許可手数料</p>
<p>十八 福島県介護保険法施行条例第五条の表九の項に規定する介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可を受けようとする者</p>	<p>介護医療院変更許可手数料</p>
<p>十九 福島県栄養士法施行条例（平成十二年福島県条例第六十二号）第一条第一項に規定する栄養士免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>栄養士免許証再交付手数料</p>
<p>二十 福島県保健師助産師看護師法施行条例（平成十二年福島県条例第四十四号）第一条第一項の表八の項に規定する准看護師免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>准看護師免許証再交付手数料</p>
<p>二十一 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する保健婦免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>保健婦免状再交付手数料</p>
<p>二十二 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十三の項に規定する看護婦免状又は看護人の看護人免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料</p>

<p>する者</p>	<p>二十三 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十四の項に規定する准看護師試験の合格証明書の交付を受けようとする者</p>	<p>准看護師試験合格証明書交付手数料</p>
<p>二十四 犬による危害の防止に関する条例（昭和三十三年福島県条例第十七号）第六条の二に規定する抑留された放置犬の返還を求める当該犬の所有者</p>	<p>飼養管理費</p>	
<p>二十五 犬による危害の防止に関する条例第六条の二に規定する抑留された放置犬の返還を求める当該犬の所有者</p>	<p>返還費</p>	
<p>二十六 福島県魚介類行商取締条例（昭和四十三年福島県条例第三十五号）第六条に規定する登録票の再交付を受けようとする者</p>	<p>登録票再交付手数料</p>	
<p>二十七 福島県公衆浴場法施行条例（昭和四十四年福島県条例第五十四号）第七条第一項に規定する浴場業の許可の申請者</p>	<p>浴場業許可申請手数料</p>	
<p>二十八 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）第三条第一項の表一の項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けようとする者</p>	<p>第一種動物取扱業登録申請手数料</p>	
<p>二十九 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例第三条第一項の表三の項に規定する特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者</p>	<p>特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	
<p>三十 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例第三条第一項の表四の項に規定する特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けようとする者</p>	<p>特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料</p>	
<p>三十一 福島県動物の愛護及び管理に関する法律</p>	<p>飼い犬又は飼い猫の引取り手数料</p>	

<p>施行条例第三条第一項の表五の項に規定する犬又は猫の引取を求める者</p>	<p>料</p>
<p>三十二 福島県興行場法施行条例（昭和五十九年福島県条例第四十六号）第十四条第一項に規定する興行場営業（臨時興行場及び仮設興行場に係るものを除く。）の許可を受けようとする者</p>	<p>興行場営業許可申請手数料</p>
<p>三十三 福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）第六条第一項に規定する理容所の検査を受けようとする者</p>	<p>理容所検査手数料</p>
<p>三十四 福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例七十二号）第六条第一項に規定する美容所の検査を受けようとする者</p>	<p>美容所検査手数料</p>
<p>三十五 福島県クリーニング業法施行条例（平成十二年福島県条例第七十三号）第三条第一項の表一の項に規定するクリーニング所の検査を受けようとする者</p>	<p>クリーニング所検査手数料</p>
<p>三十六 福島県クリーニング業法施行条例第三条第一項の表五の項に規定するクリーニング師免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>クリーニング師免許証再交付手数料</p>
<p>三十七 福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）別表第四の一の項に規定する飲食店営業の許可の申請者</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>
<p>三十八 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二の項に規定する喫茶店営業の許可の申請者</p>	<p>喫茶店営業許可申請手数料</p>
<p>三十九 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三の項に規定する菓子製造業の許可の申請者</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料</p>
<p>四十 福島県食品衛生法施行条例別表第四の四の項に規定するあん類製造業の許可の申請者</p>	<p>あん類製造業許可申請手数料</p>
<p>四十一 福島県食品衛生法施行条例別表第四の五</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申</p>

の項に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請者	請手数料
四十二 福島県食品衛生法施行条例別表第四の六の項に規定する乳処理業の許可の申請者	乳処理業許可申請手数料
四十三 福島県食品衛生法施行条例別表第四の七の項に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請者	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
四十四 福島県食品衛生法施行条例別表第四の八の項に規定する乳製品製造業の許可の申請者	乳製品製造業許可申請手数料
四十五 福島県食品衛生法施行条例別表第四の九の項に規定する集乳業の許可の申請者	集乳業許可申請手数料
四十六 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十の項に規定する乳類販売業の許可の申請者	乳類販売業許可申請手数料
四十七 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十一の項に規定する食肉処理業の許可の申請者	食肉処理業許可申請手数料
四十八 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十二の項に規定する食肉販売業の許可の申請者	食肉販売業許可申請手数料
四十九 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十三の項に規定する食肉製品製造業の許可の申請者	食肉製品製造業許可申請手数料
五十 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十四の項に規定する魚介類販売業の許可の申請者	魚介類販売業許可申請手数料
五十一 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十五の項に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請者	魚介類競り売り営業許可申請手数料
五十二 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十六の項に規定する魚肉練り製品製造業の許可の申請者	魚肉練り製品製造業許可申請手数料

五十三 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十七の項に規定する食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請者	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料
五十四 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十八の項に規定する食品の放射線照射業の許可の申請者	食品の放射線照射業許可申請手数料
五十五 福島県食品衛生法施行条例別表第四の十九の項に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請者	清涼飲料水製造業許可申請手数料
五十六 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十の項に規定する乳酸菌飲料製造業の許可の申請者	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料
五十七 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十一の項に規定する氷雪製造業の許可の申請者	氷雪製造業許可申請手数料
五十八 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十二の項に規定する氷雪販売業の許可の申請者	氷雪販売業許可申請手数料
五十九 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十三の項に規定する食用油脂製造業の許可の申請者	食用油脂製造業許可申請手数料
六十 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十四の項に規定するマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請者	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料
六十一 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十五の項に規定するみそ製造業の許可の申請者	みそ製造業許可申請手数料
六十二 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十六の項に規定するしょうゆ製造業の許可の申請者	しょうゆ製造業許可申請手数料
六十三 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十七の項に規定するソーシ類製造業の許可の申請者	ソーシ類製造業許可申請手数料

七十七の項に規定するソース類製造業の許可の申請者	
六十四 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十八の項に規定する酒類製造業の許可の申請者	酒類製造業許可申請手数料
六十五 福島県食品衛生法施行条例別表第四の二十九の項に規定する豆腐製造業の許可の申請者	豆腐製造業許可申請手数料
六十六 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三十の項に規定する納豆製造業の許可の申請者	納豆製造業許可申請手数料
六十七 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三十一の項に規定するめん類製造業の許可の申請者	めん類製造業許可申請手数料
六十八 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三十二の項に規定する総菜製造業の許可の申請者	総菜製造業許可申請手数料
六十九 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三十三の項に規定する缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請者	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料
七十 福島県食品衛生法施行条例別表第四の三十四の項に規定する添加物製造業の許可の申請者	添加物製造業許可申請手数料
七十一 福島県調理師法施行条例（平成十二年福島県条例第八十二号）第一条第一項の表四の項に規定する調理師免許証の再交付を受けようとする者	調理師免許証再交付手数料
七十二 福島県製菓衛生師法施行条例（平成十二年福島県条例第八十三号）第一条第一項の表四の項に規定する製菓衛生師免許証の再交付を受けようとする者	製菓衛生師免許証再交付手数料
七十三 福島県温泉法施行条例（平成十二年福島県条例第五十四号）第一条第一項の表一の項に規定する土地の掘削の許可の申請者	土地掘削許可申請手数料

七十四 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する土地の掘削の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者	土地掘削許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
七十五 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表五の項に規定するゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請者	ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料
七十六 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表七の項に規定するゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者	ゆう出路増掘又は動力装置の許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
七十七 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する温泉の採取の許可の申請者	温泉採取許可申請手数料
七十八 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表十一の項に規定する温泉の採取の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者	温泉採取許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
七十九 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けようとする者	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料
八十 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表十三の項に規定する温泉の採取の許可を受けた当該採取のための施設の位置等又は採取の方法の変更の許可の申請者	温泉採取許可施設の位置等又は採取方法変更許可申請手数料
八十一 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表十四の項に規定する温泉の利用の許可の申請者	温泉利用許可申請手数料
八十二 福島県温泉法施行条例第一条第一項の表十六の項に規定する温泉の利用の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者	温泉利用許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
八十三 福島県毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十五号）第一条第一項	毒物劇物製造業（輸入業）登録申請手数料

<p>の表一の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請者</p>	<p>八十四 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表二の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録の申請者</p>	<p>八十五 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付をしようとする者</p>	<p>八十六 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付をしようとする者</p>	<p>八十七 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付をしようとする者</p>	<p>八十八 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表十の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付をしようとする者</p>	<p>八十九 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付を受けようとする者</p>	<p>九十 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）第一条第一項の表一の項に規定する薬局開設許可の申請者</p>	<p>九十一 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表三の項に規定する医薬品販売業許可の申請者</p>
	<p>毒物劇物販売業登録申請手数料</p>	<p>毒物劇物製造業（輸入業）登録票書換え交付手数料</p>	<p>毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料</p>	<p>毒物劇物製造業（輸入業）登録票再交付手数料</p>	<p>毒物劇物販売業登録票再交付手数料</p>	<p>毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p>医薬品販売業許可申請手数料</p>

<p>九十二 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表五の項に規定する高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の申請者</p>	<p>九十三 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表八の項に規定する医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付をしようとする者</p>	<p>九十四 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表九の項に規定する届出済証の交付をしようとする者</p>	<p>九十五 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表十一の項に規定する配置従事者身分証明書の書換え交付をしようとする者</p>	<p>九十六 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する配置従事者身分証明書の再交付をしようとする者</p>	<p>九十七 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表十五の項に規定する販売従事登録証の再交付をしようとする者</p>	<p>九十八 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表十六の項金額の欄ウに規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係る医薬品の製造販売業の許可の申請者</p>
<p>高度管理医療機器等販売業貸与業許可申請手数料</p>	<p>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料</p>	<p>管理医療機器販売業貸与業届出済証交付手数料</p>	<p>配置従事者身分証明書書換え交付手数料</p>	<p>配置従事者身分証明書再交付手数料</p>	<p>販売従事登録証再交付手数料</p>	<p>医薬品製造販売業許可申請手数料</p>

九十九 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表二十四の項に規定する医薬品の製造業の許可の申請者	医薬品製造業許可申請手数料
百 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表二十五の項に規定する医薬部外品の製造業の許可の申請者	医薬部外品製造業許可申請手数料
百一 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表二十六の項に規定する化粧品製造業の許可の申請者	化粧品製造業許可申請手数料
百二 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表二十七の項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請者	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録申請手数料
百三 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表三十五の項金額の欄に規定する薬局製造販売医薬品に係る医薬品の製造販売の承認の申請者	医薬品製造販売承認申請手数料
百四 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表四十三の項に規定する医療機器の修理業の許可の申請者	医療機器修理業許可申請手数料
百五 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表五十一の項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	医薬品等製造販売業許可証書換え交付手数料
百六 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表五十九の項に規定する覚せい剤原料取扱者の指定の申請者	覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料

及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表五十二の項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	付手数料
百七 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第一条第一項の表五十四の項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付を受けようとする者	医薬品等製造業許可証再交付手数料
百八 福島県大麻取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十七号）第一条第一項の表二の項に規定する大麻取扱者名簿の登録事項の変更の申請者	大麻取扱者名簿の登録事項の変更申請手数料
百九 福島県大麻取締法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する大麻取扱者の免許証の再交付の申請者	大麻取扱者免許証の再交付申請手数料
百十 福島県覚せい剤取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十八号）第一条第一項の表二の項に規定する覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請者	覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定申請手数料
百十一 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表四の項に規定する覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請者	覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付申請手数料
百十二 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表六の項に規定する覚せい剤原料取扱者の指定の申請者	覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料
百十三 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する覚せい剤原料研究者の指定の申請者	覚せい剤原料研究者の指定申請手数料
百十四 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する覚せい剤原料取扱者の指定の申請者	覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料

百二十三 福島県児童福祉法関係手数料条例（平	保育士登録証再交付手数料							又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の申請手数料
百二十二 福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例第一条第一項に規定する衛生検査所の登録証明書の再交付の申請者	衛生検査所登録証明書再交付申請手数料							百十五 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十九号）第一条第一項の表一の項に規定する麻薬卸売業者の免許の申請者
百二十一 福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例第一条第一項に規定する衛生検査所の登録証明書の書換え交付の申請者	衛生検査所登録証明書書換え交付申請手数料							百十六 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表二の項に規定する麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許の申請者
百二十 福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第六十号）第一条第一項に規定する衛生検査所の登録の申請者	衛生検査所登録申請手数料							百十七 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請者
百十九 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請者	向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付申請手数料							百十八 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請者
百十八 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請者	向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料							百十七 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請者
百十九 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請者	向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付申請手数料							百十六 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表二の項に規定する麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許の申請者

百三十二 福島県計量法関係手数料条例第一条の	基準器検査の申請に係る手数料							成十二年福島県条例第五十二号）第一条の表四の項に規定する保育士登録証の再交付の申請者
百三十一 福島県計量法関係手数料条例第一条の表八の項に規定する特定計量器の検定に係る合格の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の検定に係る合格の証明書の交付に係る手数料							百二十四 福島県受胎調節実地指導員指定証交付手数料条例（平成十二年福島県条例第六十四号）第一条に規定する指定証の再交付を受けようとする者
百三十 福島県計量法関係手数料条例第一条の表七の項に規定する特定計量器の販売の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の販売の事業に係る届出の受理の証明書の交付に係る手数料							百二十五 福島県受胎調節実地指導員指定証交付手数料条例第一条に規定する標識の再交付を受けようとする者
百二十九 福島県計量法関係手数料条例第一条の表六の項に規定する特定計量器の修理の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の修理の事業に係る届出の受理の証明書の交付に係る手数料							百二十六 福島県計量法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十五号）第一条の表一の項に規定する検定に係る特定計量器の使用
百二十八 福島県計量法関係手数料条例第一条の表五の項に規定する特定計量器の定期検査に係る合格の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の定期検査に係る合格の証明書の交付に係る手数料							百二十七 福島県計量法関係手数料条例第一条の表二の項に規定する装置検査に係る特定計量器の使用
百二十七 福島県計量法関係手数料条例第一条の表二の項に規定する装置検査に係る特定計量器の使用	装置検査の申請に係る手数料							百二十六 福島県計量法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十五号）第一条の表一の項に規定する検定に係る特定計量器の使用
百二十八 福島県計量法関係手数料条例第一条の表五の項に規定する特定計量器の定期検査に係る合格の証明書の交付に係る手数料	特定計量器の定期検査に係る合格の証明書の交付に係る手数料							百二十五 福島県受胎調節実地指導員指定証交付手数料条例第一条に規定する標識の再交付を受けようとする者
百二十九 福島県計量法関係手数料条例第一条の表六の項に規定する特定計量器の修理の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の修理の事業に係る届出の受理の証明書の交付に係る手数料							百二十四 福島県受胎調節実地指導員指定証交付手数料条例（平成十二年福島県条例第六十四号）第一条に規定する指定証の再交付を受けようとする者
百三十 福島県計量法関係手数料条例第一条の表七の項に規定する特定計量器の販売の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の販売の事業に係る届出の受理の証明書の交付に係る手数料							百二十五 福島県受胎調節実地指導員指定証交付手数料条例第一条に規定する標識の再交付を受けようとする者
百三十一 福島県計量法関係手数料条例第一条の表八の項に規定する特定計量器の検定に係る合格の証明書の交付を受けようとする者	特定計量器の検定に係る合格の証明書の交付に係る手数料							百二十六 福島県計量法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十五号）第一条の表一の項に規定する検定に係る特定計量器の使用
百三十二 福島県計量法関係手数料条例第一条の	基準器検査の申請に係る手数料							百二十七 福島県計量法関係手数料条例第一条の表二の項に規定する装置検査に係る特定計量器の使用

表十の項に規定する基準器検査に係る基準器の使用者	
百二十三 福島県計量法関係手数料条例第一条の表十三の項に規定する知識経験を有する者の認定に係る試験の合格証の再交付を受けようとする者	知識経験を有する者の認定に係る試験の合格証の再交付に係る手数料
百三十四 福島県計量法関係手数料条例第一条の表十四の項に規定する計量証明の事業の登録証の再交付を受けようとする者	計量証明の事業の登録証の再交付に係る手数料
百三十五 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）第一条の表二の項に規定する職業訓練指導員の免許証の再交付を受けようとする者	職業訓練指導員免許証再交付手数料
百三十六 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例第一条の表五の項に規定する技能検定の合格証書の再交付を受けようとする者	技能検定合格証書再交付手数料
百三十七 福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）第十四条第一項に規定する県営住宅の入居者	県営住宅の家賃
百三十八 福島県営住宅等条例第五十七条第二項に規定する駐車場の使用者	県営住宅の駐車場使用料
百三十九 福島県営住宅等条例第六十七条第一項に規定する証明書の交付を受けようとする県営住宅、特別県営住宅又は準県営住宅の入居者（同条例第三十条第一項の許可を受けた社会福祉法人等を含む。）又は入居していた者	県営住宅等家賃等証明書交付手数料
百四十 福島県屋外広告物条例（昭和六十一年福島県条例第二十三号）第二十四条第四項に規定する同条第一項の講習会の受講に係る証明書の交付を受けようとする者	屋外広告物講習会受講証明書交付手数料

百四十一 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十二号）第一条の表十七の項に規定する登録証の再交付の申請者	登録証の再交付に係る手数料
百四十二 福島県教育職員免許法関係手数料条例（平成十二年福島県条例五十四号）第一条の表第十の項に規定する免許状の再交付を受けようとする者	免許状再交付手数料
百四十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）第二十一条第一項の表一の項に規定する許可の申請者（三月以内の期間を限って営む営業に係る許可の申請者を除く。）	許可の申請に係る手数料
百四十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十一条第一項の表二の項に規定する承認の申請者	承認に係る手数料
百四十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表一の項に規定する許可証の再交付の申請者	許可証の再交付に係る手数料
百四十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表六の項に規定する承認の申請者	承認の申請に係る手数料
百四十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表八の項に規定する認定証の再交付の申請者	認定証の再交付に係る手数料
百四十八 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例（平成三年福島県条例第四十号）第一条に規定する警察署長の証明を申請する者	自動車保管場所の証明の申請に係る手数料
百四十九 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例第一条に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受ける者	自動車保管場所標章の交付等に係る手数料

百五十 福島県古物営業許可申請等手数料条例（平成七年福島県条例第六十八号）第一条に規定する古物営業の許可証の再交付を受けようとする者	古物営業の許可証の再交付に係る手数料
百五十一 福島県古物営業許可申請等手数料条例第一条に規定する古物営業の許可証の書換えを受けようとする者	古物営業の許可証の書換えに係る手数料
百五十二 福島県質屋営業許可申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第五十八号）第一条に規定する許可証の書換えの申請者	質屋許可証書換え申請手数料
百五十三 福島県質屋営業許可申請等手数料条例第一条に規定する許可証の再交付の申請者	質屋許可証再交付申請手数料
百五十四 福島県警備業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第五十九号）第一条の表二の項に規定する認定証の再交付の申請者	認定証の再交付に係る手数料
百五十五 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表四の項に規定する認定証の書換えの申請者	認定証の書換えに係る手数料
百五十六 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表七の項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請者	警備員指導教育責任者資格者証の書換えに係る手数料
百五十七 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表八の項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請者	警備員指導教育責任者資格者証の再交付に係る手数料
百五十八 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表十二の項に規定する機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請者	機械警備業務管理者資格者証の書換えに係る手数料
百五十九 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表十三の項に規定する機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請者	機械警備業務管理者資格者証の再交付に係る手数料

百六十 福島県警備業法関係手数料条例第二条第二項の表二の項に規定する合格証明書の書換えの申請者	合格証明書の書換えに係る手数料
百六十一 福島県警備業法関係手数料条例第二条第二項の表三の項に規定する合格証明書の再交付の申請者	合格証明書の再交付に係る手数料
百六十二 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第一条の表三の項に規定する許可証の書換えの申請者	許可証の書換えに係る手数料
百六十三 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第一条の表四の項に規定する許可証の再交付の申請者	許可証の再交付に係る手数料
百六十四 福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）第五条に規定する免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料
百六十五 福島県道路交通法関係手数料条例第十条の七第一項に規定する駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証書換え交付手数料
百六十六 福島県道路交通法関係手数料条例第十条の八第一項に規定する駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証再交付手数料
百六十七 福島県道路交通法関係手数料条例第十条七条第一項に規定する道路の使用の許可の申請者	道路使用許可申請手数料
百六十八 福島県道路交通法関係手数料条例第十条の二第一項に規定する運転経歴証明書の再交付を受けようとする者	運転経歴証明書再交付手数料
百六十九 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例（平成十四年福島県条例第六十四号）	認定証再交付申請手数料

規 則

(総務課)

第一条に規定する認定証の再交付の申請者	
百七十 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例第一条に規定する認定証の書換えの申請者	認定証書換え申請手数料
百七十一 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十九年福島県条例第四十八号)第一条の表二の項に規定する届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者	届出があつたことを証する書面の交付に係る手数料
百七十二 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例第一条の表三の項に規定する届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者	届出があつたことを証する書面の再交付に係る手数料
百七十三 一の項から百七十二の項までに掲げる者のほか、これらの項に掲げる者に類する者で、規則で定めるもの	上欄に掲げる者に係る手数料又は使用料で、規則で定めるもの

令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例に基づく知事の権限を教育長等に委任する規則をここに公布する。

令和元年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十六号

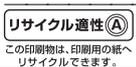
令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する規則

令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例(令和元年福島県条例第四十九号)第二条第一項に規定する知事の権限のうち、同条例別表の百四十一の項及び百四十二の項に規定する手数料に係る知事の権限にあつては教育長に、同表の百四十三の項から百七十二の項までに規定する手数料に係る知事の権限にあつては当該手数料を徴収する事務の委任を受けた者に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 印刷所 福島県 株式会社 第一印刷